

津島市教育委員会後援名義の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市の教育、芸術・文化、スポーツの振興を目的とする事業に対し、津島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「後援」とは、市が、第5条第1項に掲げる団体が主催する事業の趣旨に賛同し、必要な手続きを経て当該事業に対して後援名義の使用を承認することをいう。

(申請手続)

第3条 教育委員会の後援を希望する者は、津島市教育委員会後援名義使用承認申請書（様式第1）、及び申請に必要な記載事項を満たした書類を教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。

(審査)

第4条 教育委員会は、申請書を受理したときは、第5条に定める審査基準により審査を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後援承認実績のある事業については、教育長が審査を行うことができる。
- 3 教育長は、前項の規定により審査を行った場合は、その結果を教育委員会に報告しなければならない。

(審査基準)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事業で、かつ、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適当と認めたものについて、後援名義の使用を承認するものとする。

- (1) 国又は、地方公共団体が主催する事業、若しくは国、県及び市が補助等をしている団体が主催するもの
 - (2) 文化事業を行う団体及び市スポーツ協会に加盟している団体が主催するもの
 - (3) 公共性のある団体、公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人は除く。）が主催するもの
 - (4) 市内の教育関係団体が主催するもの
 - (5) 報道機関（新聞社、放送局）が主催するもの
 - (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のあるもの
 - (7) その他教育委員会が適当と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を承認しないものとする。
- (1) 営利を目的とするとき又は特定の営利事業を援助すると認めるもの
 - (2) 売名宣伝を意図するもの
 - (3) 特定の政治目的を有するとき又は特定の政党の利害に関するもの

- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派若しくは教団を支持すると認めるもの
- (5) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (6) 申請者が後援の承認を得て過去に実施した事業で、第9条に定める事業完了報告書の提出を怠ったもの
- (7) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのある事業
- (9) 津島市暴力団排除条例（平成23年津島市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同上第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (10) その他教育委員会が不相当と認めるもの

（申請者への通知）

第6条 教育委員会は、後援名義の使用を適当と認めたときは、津島市教育委員会後援名義使用承認通知書（様式第2）を、後援名義の使用を不相当と認めたときは、津島市教育委員会後援名義使用不承認通知書（様式第3）を申請者に通知するものとする。

（変更）

第7条 教育委員会の後援名義の使用承認を得た後、申請書の記載事項に変更、若しくは承認されたポスター・チラシ等以外で掲示物や配布物が生じた場合は、直ちに教育委員会に申出て承認を得なければならない。

（承認の取消し）

第8条 前条の承認を得ず、または承認後であっても第5条第2項に該当することが判明したときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、教育委員会は、取消しの理由を文書で通知するものとする。

- (1) 使用者が第5条第2項に該当すると認めたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前条の規定による手続きをしないとき。

2 前項の規定による承認の取消しによって使用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

（事業の完了報告）

第9条 使用者は、事業が完了したときは、速やかに教育委員会に事業完了報告書（様式第4）を提出しなければならない。

（雑則）

第10条 この基準に定めるもののほか、後援の承認に際し疑義が生じた場合、必要な事項は教育委員会が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。